



## 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律施行条例の一部を改正する条例」の概要



平成28年3月

岡山県警察本部  
生活安全部生活安全企画課

## 1 改正の趣旨

最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和できる範囲を拡大すること等を内容とした「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年6月24日に公布されました。

法改正の主な内容は

- ① 客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し
- ② 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備
- ③ 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備
- ④ その他所要の規定の整備

となっています。

### 【凡例】

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を「風営法」  
「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」を「条例」とし、本文中では、  
改正前の「風営法」を「旧風営法」  
改正後の「風営法」を「新風営法」  
改正前の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」を「旧条例」  
改正後の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」を「新条例」と呼ぶことにします。

「新風営法」は、平成28年6月23日に施行（特定遊興飲食店営業に関する規定は、平成28年3月23日に施行）されます。

岡山県では、「風営法」が定める事項について、「条例」により詳細を定めていますが、これについても「新風営法」が施行されるまでに必要な部分の一部改正を行います。

**「新条例」は、平成28年6月23日に施行されます。**

## 2 条例改正の概要

### (1) 特定遊興飲食店営業の規制について

「新風営法」では、深夜（午前0時から午前6時までの時間）において客に遊興（ダンスを含む。）をさせ、かつ、客に酒類の提供をする営業を「特定遊興飲食店営業」として新たに規制し、都道府県公安委員会の許可を受けることや、条例において営業所設置許容地域を定めて、営業時間を制限することができること等が規定されています。

特定遊興飲食店営業の対象となる「遊興」とは、

- 客にダンスをさせる場所を設けるとともに、音楽や照明の演出等を行い不特定の客にダンスをさせる行為
  - 不特定の客にショー、ダンス、演芸その他の興行等を見せる行為
  - 不特定の客に歌手がその場で歌う歌、バンドの生演奏等を聴かせる行為
- 等が当たります。

営業可能な地域の指定に関する基準については、下記の内容となっています。

- 次のいずれかに該当する地域であること。
  - ・ 風俗営業、酒類提供飲食店営業、興業場営業等の営業所が1平方キロメートルにつきおおむね300か所以上の割合で設置されている地域
  - ・ その他の地域のうち、深夜において1平方キロメートルにつきおおむね100人以下の割合で人が居住する地域
- 次に掲げる地域でないこと。
  - ・ 住居集合地域
  - ・ 住居集合地域以外の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの。
  - ・ 住居隣接地域
  - ・ その他の地域のうち、条例で定める保護対象施設の周辺の地域の周囲おおむね100メートルを限度とする区域内的の地域

新条例では、下記の内容としています。

#### ア 営業所設置許容地域

次のいずれにも該当する地域としています。

- ・ 旧条例で風俗営業の営業時間の延長が許容される3地域（※1）
  - ・ 旧条例で風俗営業の禁止地域として規定する地域及び距離（※2）（「旧風営法」第2条第1項第1号から第7号までの営業に関して規定する部分）の区域外の地域
- ただし、「新風営法」により規定されるホテル等内適合営業所（※3）は県内全域を許容地域としています。

#### イ 営業時間の制限

営業時間の制限を行うこととした上で、午前5時から午前6時までの間は営業を営んではならないこととしています。

#### ウ 騒音及び振動の規制

旧条例で風俗営業所周辺における規制と同じ数値（※4）としています。

#### エ 遵守事項

風俗営業業者の遵守事項（※5）と同じとしています。

ただし、客引きに関する規定は、深夜における営業に限ることとしています。

旧条例	改正後													
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">特定遊興飲食店営業 規定なし</td> </tr> </table>	特定遊興飲食店営業 規定なし	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">特定遊興飲食店営業</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">営業可能な地域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山駅前の繁華街地域</li> <li>○ 倉敷駅周辺の繁華街地域</li> <li>○ 倉敷市水島の繁華街地域 (いずれの地域も住居集合地域等を除く)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業時間の制限</td> <td>深夜において営業を営んではならない時間は午前5時から午前6時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">騒音及び振動の規制</td> <td>地域及び時間帯に応じ、40デシベルから60デシベルまで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保全対象施設及び距離</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉施設で深夜において児童を滞在させるための施設を有するもの 第2種地域 50メートル 第3種地域 70メートル</li> <li>○ 病院又は診療所で患者を入院させるための施設を有するもの 第2種地域 30メートル 第3種地域 50メートル</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遵守事項</td> <td>風俗営業者に同じ (客引きに関する規定は深夜における営業に限る)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	特定遊興飲食店営業	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">営業可能な地域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山駅前の繁華街地域</li> <li>○ 倉敷駅周辺の繁華街地域</li> <li>○ 倉敷市水島の繁華街地域 (いずれの地域も住居集合地域等を除く)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業時間の制限</td> <td>深夜において営業を営んではならない時間は午前5時から午前6時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">騒音及び振動の規制</td> <td>地域及び時間帯に応じ、40デシベルから60デシベルまで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保全対象施設及び距離</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉施設で深夜において児童を滞在させるための施設を有するもの 第2種地域 50メートル 第3種地域 70メートル</li> <li>○ 病院又は診療所で患者を入院させるための施設を有するもの 第2種地域 30メートル 第3種地域 50メートル</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遵守事項</td> <td>風俗営業者に同じ (客引きに関する規定は深夜における営業に限る)</td> </tr> </table>	営業可能な地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山駅前の繁華街地域</li> <li>○ 倉敷駅周辺の繁華街地域</li> <li>○ 倉敷市水島の繁華街地域 (いずれの地域も住居集合地域等を除く)</li> </ul>	営業時間の制限	深夜において営業を営んではならない時間は午前5時から午前6時まで	騒音及び振動の規制	地域及び時間帯に応じ、40デシベルから60デシベルまで	保全対象施設及び距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉施設で深夜において児童を滞在させるための施設を有するもの 第2種地域 50メートル 第3種地域 70メートル</li> <li>○ 病院又は診療所で患者を入院させるための施設を有するもの 第2種地域 30メートル 第3種地域 50メートル</li> </ul>	遵守事項	風俗営業者に同じ (客引きに関する規定は深夜における営業に限る)
特定遊興飲食店営業 規定なし														
特定遊興飲食店営業														
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">営業可能な地域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山駅前の繁華街地域</li> <li>○ 倉敷駅周辺の繁華街地域</li> <li>○ 倉敷市水島の繁華街地域 (いずれの地域も住居集合地域等を除く)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業時間の制限</td> <td>深夜において営業を営んではならない時間は午前5時から午前6時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">騒音及び振動の規制</td> <td>地域及び時間帯に応じ、40デシベルから60デシベルまで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保全対象施設及び距離</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉施設で深夜において児童を滞在させるための施設を有するもの 第2種地域 50メートル 第3種地域 70メートル</li> <li>○ 病院又は診療所で患者を入院させるための施設を有するもの 第2種地域 30メートル 第3種地域 50メートル</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遵守事項</td> <td>風俗営業者に同じ (客引きに関する規定は深夜における営業に限る)</td> </tr> </table>	営業可能な地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山駅前の繁華街地域</li> <li>○ 倉敷駅周辺の繁華街地域</li> <li>○ 倉敷市水島の繁華街地域 (いずれの地域も住居集合地域等を除く)</li> </ul>	営業時間の制限	深夜において営業を営んではならない時間は午前5時から午前6時まで	騒音及び振動の規制	地域及び時間帯に応じ、40デシベルから60デシベルまで	保全対象施設及び距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉施設で深夜において児童を滞在させるための施設を有するもの 第2種地域 50メートル 第3種地域 70メートル</li> <li>○ 病院又は診療所で患者を入院させるための施設を有するもの 第2種地域 30メートル 第3種地域 50メートル</li> </ul>	遵守事項	風俗営業者に同じ (客引きに関する規定は深夜における営業に限る)				
営業可能な地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山駅前の繁華街地域</li> <li>○ 倉敷駅周辺の繁華街地域</li> <li>○ 倉敷市水島の繁華街地域 (いずれの地域も住居集合地域等を除く)</li> </ul>													
営業時間の制限	深夜において営業を営んではならない時間は午前5時から午前6時まで													
騒音及び振動の規制	地域及び時間帯に応じ、40デシベルから60デシベルまで													
保全対象施設及び距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉施設で深夜において児童を滞在させるための施設を有するもの 第2種地域 50メートル 第3種地域 70メートル</li> <li>○ 病院又は診療所で患者を入院させるための施設を有するもの 第2種地域 30メートル 第3種地域 50メートル</li> </ul>													
遵守事項	風俗営業者に同じ (客引きに関する規定は深夜における営業に限る)													

## (2) 風俗営業の営業時間の延長について

「旧風営法」でも「新風営法」でも、バー、キャバレー等の風俗営業の営業時間について、深夜は午前0時以降の営業を禁じており、条例で定める特定の日(※6)や地域(※1)に限り、営業時間の例外を認めています。

この点、「旧風営法」では、「午前1時まで」と規定されていましたが、「新風営法」では、特定の日や地域では、条例で定める時間まで延長できることになりました。

新条例では、特定の日や地域については、旧条例と同じ日と地域を、また、営業時間の延長についても、旧条例と同様に「午前1時まで」としています。

旧条例		改正後
風俗営業	営業延長	営業延長
1号	キャバレー、待合等	特定の日や地域 <b>午前1時まで</b>
2号	低照度飲食店	
3号	区画席飲食店	—
4号	ぱちんこ・マージャン店等	—
5号	ゲームセンター等	—

### (3) ゲームセンターへの年少者の立入りの制限について

「旧風営法」も「新風営法」も、午後10時以降は18歳未満の者のゲームセンターへの立入りを禁じています。

この点、「旧風営法」では、「条例により具体的な年齢の制限や時間の制限を定めることができる。」旨規定されていましたが、「新風営法」では、「18歳未満の者を午前6時から午後10時前の時間において、営業所への立入りを禁ずるか又は、保護者（※7）の同伴を求めるなど必要な制限を定めることができる。」旨が規定されています。

旧条例では、青少年の健全育成の観点から、「16歳未満の者について日没後の立入りを禁止」（※8、※9）としていますが、新条例では、「16歳未満の者について、午後6時以降の立入りを禁止」とし、さらに「16歳未満の者について、保護者が同伴の場合に限り、午後6時後午後10時前までの間は客として立ち入ることができる」としています。

旧条例		改正後	
ゲームセンターへの立入り制限		ゲームセンターへの立入り制限	
16歳未満	日没後	16歳未満	午後6時まで
		16歳未満で保護者同伴の場合	午後10時前まで

### (4) 風俗環境保全協議会の設置について

「新風営法」では、風俗営業、特定遊興飲食店営業、酒類提供飲食店営業の営業所が集中している地域等、特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者又は当該酒類提供飲食店営業を営む者、少年指導委員、地域住民その他の関係者により構成される「風俗環境保全協議会」を置くよう努めるものとされています。

新条例では「風俗環境保全協議会」を置く地域を、旧条例で風俗営業の営業時間延長が認められる3地域（※1）としています。

旧条例	改正後
風俗環境保全協議会 規定なし	風俗環境保全協議会 設置地域
	○ 岡山駅前の繁華街地域 【岡山中央警察署管内】
	○ 倉敷駅周辺の繁華街地域 【倉敷警察署管内】
	○ 倉敷市水島の繁華街地域 【水島警察署管内】

### 3 注釈

#### ※1 特定の地域

- 岡山駅前の繁華街地域  
岡山市北区表町1丁目、表町2丁目、表町3丁目、幸町、田町1丁目、田町2丁目、中央町、磨屋町、中山下1丁目、中山下2丁目、錦町、平和町、本町、柳町1丁目及び柳町2丁目
- 倉敷駅周辺の繁華街地域  
倉敷市阿知1丁目、阿知2丁目（12番から16番まで及び22番から25番までを除く。）、阿知3丁目及び川西町（16番から21番までを除く。）
- 倉敷市水島の繁華街地域  
倉敷市水島東常盤町、水島西常盤町、水島東栄町（6番から12番までを除く。）及び水島西栄町（7番から15番までを除く。）

#### ※2 旧条例の風俗営業の禁止地域

- 第1種地域
- 下表に掲げる施設の敷地から営業所のある地域ごとに、それぞれ定める距離の区域内の地域

施設	「旧風営法」第2条第1項 第1号から第7号までの営業	
	地域	距離
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設	第2種地域	50メートル
	第3種地域	70メートル
医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所で患者を入院させるための施設を有するもの	第2種地域	30メートル
	第3種地域	50メートル

#### 新条例の特定遊興飲食店営業の禁止地域

- 第1種地域
- 下表に掲げる施設の敷地から営業所のある地域ごとに、それぞれ定める距離の区域内の地域

施設	地域	距離
児童福祉施設で深夜において児童を滞在させるための施設を有するもの	第2種地域	50メートル
	第3種地域	70メートル
病院又は診療所で患者を入院させるための施設を有するもの	第2種地域	30メートル
	第3種地域	50メートル

#### ※3 ホテル等内適合営業所について

一定の基準を満たすホテル等内適合営業所については、営業可能な地域や保全対象施設及び距離などの地域規制は対象外となります。

ただし、営業時間の制限は適用されます。（午前5時から午前6時までの間は営業を営んではならない。）

その基準は、下記のとおり。

- ・ 同一階のほかの区域、直上・直下の区域を、ホテル・旅館営業者又は風俗営業者等が管理していること。
- ・ バルコニーを設置する場合には、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。
- ・ ホテル、旅館内を通過して、営業所に客が出入りすること。
- ・ ホテル、旅館営業者が、営業所への客の出入りを管理すること。

#### 【参考】

##### ホテル等内適合営業所

旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの。（ラブホテル等は除きます。）

※ 4 旧条例の風俗営業所周辺における騒音及び振動の規制

地 域	数 値		
	午前7時から 日没時までの間	日没時から 午後10時までの間	午後10時から 翌日の午前7時までの間
第1種地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第3種地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル

旧条例で定める振動に係る数値は55デシベルとする。

新条例の特定遊興飲食店営業所周辺における騒音及び振動の規制

地 域	数 値		
	午前6時後 午後6時前までの間	午後6時以後 午前0時前までの間	午前0時から 午前6時までの間
第1種地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第3種地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル

新条例で定める振動に係る数値は55デシベルとする。

【参考】

- 第1種地域  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般国道及び県道の側端から100メートル以内の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の区域を除く。）をいう。
- 第2種地域  
都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び以下の地域（第1種地域に該当する地域を除く。）をいう。  
真庭市湯原温泉、下湯原及び豊栄  
美作市湯郷及び中山  
苫田郡鏡野町奥津及び奥津川西
- 第3種地域  
第1種地域及び第2種地域以外の地域をいう。
- 環境省が示している騒音値の基準
  - ・ 40デシベル  
図書館の館内、戸建住宅地（昼間）
  - ・ 50デシベル  
高層住宅地域（昼間）、書店の店内
  - ・ 60デシベル  
博物館の館内、銀行の窓口周辺

※ 5 風俗営業者の遵守事項

- 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- 営業用施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の旅館業の経営の許可を受けたものを除く。）に客を宿泊させないこと。
- 客の求めのない飲食物を提供し、又はさせないこと。
- 正当な理由なく従業員から金品を徴し、又は従業員の負担で特殊の容装をさせないこと。
- 第三者が客引きをした客のあっせんを受け、又は受けさせないこと。
- 営業用施設において法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業（第13条において「店舗型性風俗特殊営業」という。）を営み、又は営ませないこと。
- 営業中において、営業所の出入口（客が出入りするものに限る。）及び客室に出入りが困難となる施設等をし、又はさせないこと。

※6 特定の日

- 1月1日～1月4日、8月14日～8月16日、12月25日～12月31日の間は県内全域
- おかやま桃太郎まつりが開催される日の翌日における岡山市内
- 倉敷天領夏祭りが開催される日の翌日における倉敷市内
- 津山納涼ごんごまつりが開催される日の翌日における津山市内

※7 保護者の定義

- 岡山県青少年健全育成条例第2条の定義を準用  
親権者、未成年者後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者
  - ※ その他青少年を現に監護する者  
法律上の親権を行う父母、未成年後見人及び児童福祉施設の長以外で、青少年の所在、動静を知り、保護監督を行っていると客観的に認められている者をいい、例えば、里親、寄宿舍の舎監、住み込み店員の雇用主、合宿中の監督者等がこれにあたる。

※8 日没時間

「日没」の時刻は、日により異なります。

(例) 平成27年の場合

夏至(6月22日) 19:21、冬至(12月22日) 16:58

※9 日没後の入場制限

16歳、17歳の者は、「日没後」も立ち入ることができますが、「旧風営法」及び「新風営法」の規定により、午後10時以降の立入りは禁じられています。